

こんなとき
どうする？

お問い合わせが多いQ&Aです。
ぜひお役立てください。

- Q1** 受診券が手元に届く前に受診しても補助は受けられますか？
A1 受けられません。協会けんぽの特定健診は受診券がないと受診できません。
- Q2** 受診券がまだ手元に送付されてきませんが、待っていれば協会けんぽから送付されますか？
A2 協会けんぽから年度はじめに送付する受診券は、平成26年12月上旬までに加入の手続きが完了している方を対象としています。送付されない方については、お手数ですが、別途「受診券申請書」で発券の手続きをお願いします。
- Q3** 「受診券申請書」はどこで入手できますか？
A3 協会けんぽのホームページからダウンロードしていただくか、協会けんぽの支部にお問い合わせください。
- Q4** 予約後に都合が悪くなりました。予約日を変更したいのですが、どうすればいいですか？
A4 予約をしている健診機関に連絡し、再度予約日を調整してください。
- Q5** 当日、健診機関の窓口で支払う現金のほかは何を持っていけばいいですか？
A5 受診券と保険証を忘れずにお持ちください。また、昨年度、特定健診を受診された方は、健診結果をお持ちになり、健診機関の窓口で提示してください。
- Q6** 詳細な健診は誰でも受診できるのですか？
A6 詳細な健診は健診結果等から医師の判断により実施されます。すべての方が対象とはなりません。ご自身の希望で詳細な健診を受診する場合は、協会からの補助の対象とはならず、自費での受診となります。
- Q7** 健診機関に予約後は、協会けんぽに何か連絡する必要はありますか？
A7 健診機関に予約後は、協会けんぽにご連絡いただく必要はありません。健診機関からのご案内のもと受診するようお願いします。

○ 健診機関のご案内

受診できる健診機関は全国で約5万機関あります。協会けんぽのホームページをご覧ください。お近くの協会けんぽの支部にご確認ください。

協会けんぽのホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- ▶ 全国健康保険協会トップ ▶ 健診・保健指導のご案内 ▶ 都道府県毎の健診実施機関一覧等 ▶ 健診実施機関等一覧
- ▶ 都道府県を選択 ▶ 特定健診実施機関一覧

協会けんぽ都道府県支部の連絡先							
北海道	011-726-0352	東京	03-6853-6111	滋賀	077-522-1113	香川	087-811-0574
青森	017-721-2723	神奈川	045-339-5565	京都	075-256-8635	愛媛	089-947-2119
岩手	019-604-9089	新潟	025-242-0264	大阪	06-7711-4300	高知	088-820-6020
宮城	022-714-6854	富山	076-431-5273	兵庫	078-252-8705	福岡	092-283-7621
秋田	018-883-1893	石川	076-264-7204	奈良	0742-30-3700	佐賀	0952-27-0615
山形	023-629-7235	福井	0776-27-8304	和歌山	073-435-0224	長崎	095-829-5002
福島	024-523-3919	山梨	055-220-7754	鳥取	0857-25-0054	熊本	096-340-0264
茨城	029-303-1584	長野	026-238-1253	島根	0852-59-5204	大分	097-573-6642
栃木	028-616-1695	岐阜	058-255-5159	岡山	086-803-5784	宮崎	0985-35-5364
群馬	027-219-2104	静岡	054-275-6605	広島	082-568-1032	鹿児島	099-219-1735
埼玉	048-658-5915	愛知	052-979-5190	山口	083-974-1501	沖縄	098-951-2011
千葉	043-308-0525	三重	059-225-3315	徳島	088-602-0264		

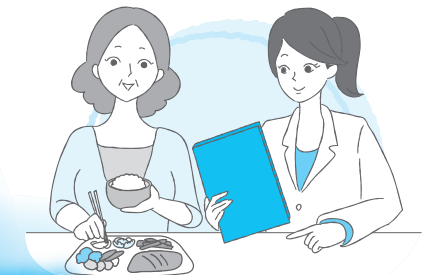
平成27年度(2015年4月～2016年3月) 特定健診(特定健康診査)のご案内

年度内お一人様1回に限り、
協会けんぽが健診費用の一部を補助します。

●この健診は被扶養者(ご家族)の方が対象です。
※被保険者(ご本人)の方は生活習慣病予防健診をお申し込みください。

特定健診は1年に1回受診しましょう

特定健診は、生活習慣病や、その前兆であるメタボリックシンドロームを早期に発見・改善するために実施しています。自分では自覚できない症状や忍び寄る病気を見逃さないためにも、定期的な受診が必要です。私たちの心やからだにかかるいろいろな負担は、長い年月の中で、知らず知らずのうちからだのいろいろな部分を少しずつ衰えさせ、『生活習慣病』の大きな要因となっています。健診をきっかけに「あなたの健康」を見直してみましよう。



健診は健康状態を知る第一歩です。

受診するだけでなく、

その結果から健康リスクを把握して、
生活習慣を改善していくことが大切です。

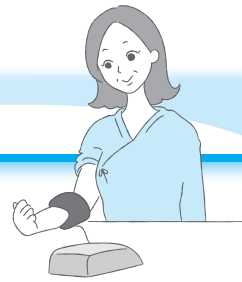


特定健診の対象となる方

40歳～74歳の被扶養者(ご家族)の方

- ◆受診時に協会けんぽの被扶養者(ご家族)であることが必要です。
- ◆昭和50年4月1日～昭和51年3月31日生まれの方は、今年度から特定健診の対象になります。40歳の誕生日を迎えていなくても平成27年4月1日から受診できます。
- ◆昭和15年4月1日～昭和16年3月31日生まれの方は、誕生日の前日までに受診を終えていただく必要があります。

○ 健診内容について ~どんな検査があるの？



特定健診では、次のような内容を検査します。

基本的な健診

項目	検査の内容	基準値から外れた場合に考えられる主な病気
診察等	視診、触診、聴打診などを行います	—
問診	現在の健康状態や生活習慣（飲酒、喫煙の習慣など）を伺い、検査の参考にします	—
身体計測	身長、体重、腹囲を測ります	動脈硬化・糖尿病・脂質異常症など
血圧測定	血圧を測り、循環器系の状態を調べます	高血圧症・動脈硬化・心疾患・脳卒中など
血中脂質検査※	中性脂肪や善玉・悪玉コレステロールを測定します	動脈硬化・脂質異常症など
肝機能検査※	肝細胞の酵素を測定し、肝機能などの状態を調べます	肝臓の病気など
血糖検査※	空腹時血糖またはHbA1cを測定します	糖尿病など
尿検査	腎臓、尿路の状態を調べます	腎臓の病気など

※採血により検査をします

詳細な健診

昨年度の血糖・脂質・血圧及び肥満の健診結果、貧血が疑われる方等から、医師の判断により実施されるものです。すべての方が必ず受診する健診ではありません。

項目	検査の内容	基準値から外れた場合に考えられる主な病気
心電図検査	不整脈や狭心症などの心臓に関わる病気を調べます	不整脈・狭心症等心臓の病気など
眼底検査	眼底カメラで瞳孔から網膜を撮影し、眼底の血管を調べます	糖尿病・動脈硬化・目の病気など
貧血検査※	血液中の赤血球数、血色素量などを測定します	多血症・貧血など

※採血により検査をします

○ 当日お支払いいただく健診費用について

健診機関の窓口でお支払いいただく額は、「健診費用の総額」から「協会けんぽが補助する金額」を差し引いた額となります。健診費用の総額は健診機関ごとに異なりますので、**お支払いいただく金額も一律ではありません。**

協会けんぽが補助する金額（年度内お一人様1回に限ります）

- 基本的な健診のみを受診した場合 → 最高 **6,520円** を補助します
- 医師の判断で、更に詳細な健診を受診した場合 → 更に最高 **3,400円** を補助します

例 基本的な健診費用が8,000円の健診機関で受診した場合



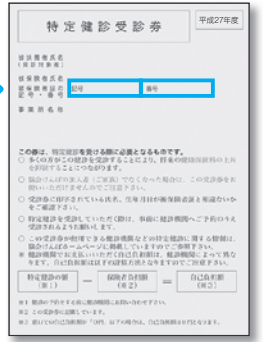
※「詳細な健診」が必要な場合は、別途費用がかかる場合があります。

○ 受診までの流れ

1 受診券の受け取り

● 特定健診を受診するには、**特定健康診査受診券（受診券）**が必要となります。受診券は年度はじめに協会けんぽから被保険者様のご自宅等に、個別に送付されます。

※被保険者様へのお願い
被扶養者様が同居されていない場合は、お手数ですが、転送するなど被扶養者様のお手元に届くようお渡し願います。

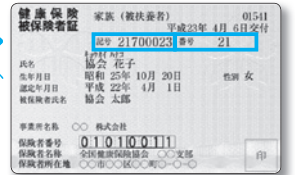


2 受診券と健康保険被保険者証の記号・番号を確認する

● 受診券と健康保険被保険者証（保険証）の記号・番号が一致していない場合、**受診券を使用できませんので、必ずご確認ください。**

※一致していない場合は、お近くの協会けんぽ支部までご連絡いただき、受診券の交付申請を行ってください。

受診券が届いたら、記号・番号が一致しているか確認



3 健診機関に予約する

● 事前に健診機関への予約が必要です。受診できる健診機関は協会けんぽのホームページでご確認いただくか、お近くの協会けんぽ支部までお問い合わせください（最終頁参照）。

● 健診費用は健診機関によって異なります（左記参照）。詳しくは、ご予約の際、健診機関に直接お尋ねください。



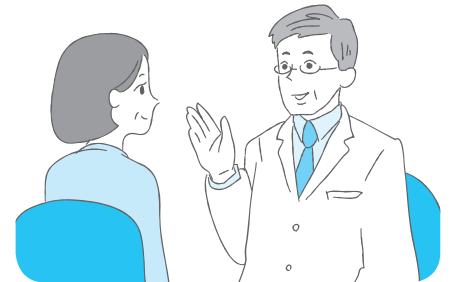
4 健診を受ける

● 受診日当日は下記のものを忘れずにお持ちください。

- ① 特定健康診査受診券（受診券）
- ② 健康保険被保険者証（保険証）
- ③ 健診費用（自己負担分）（事前に健診機関にご確認ください）

● お支払いいただく健診費用は、総額から協会けんぽが補助する金額を差し引いた額となります（左記参照）。

● 昨年度特定健診を受診された方は、受診の際に前回の健診結果を医師に提示することで、「詳細な健診」が必要かどうかを医師が判断し、より適切な健診が受けられます。お持ちの方はぜひご持参ください。



健診を受診したあとで、特定保健指導の対象となる方に「利用券」をお届けします。

健診の結果で、メタボリックシンドロームのリスクがあることが分かった方は、特定保健指導を受けるようにしましょう。「保険証」と「利用券」を健診機関等に持参することで、保健指導費用の補助を受けることができます。



メタボリックシンドロームは、心筋梗塞や脳梗塞、糖尿病などを発症する原因です。保健指導は、プロのアドバイスを受けながら、食事等の生活習慣を見直し、メタボリックシンドロームを改善する絶好の機会です。ぜひ、活用しましょう。

リスクをお持ちの方は保健指導を有効に活用しましょう。

※ 健診結果は受診者自身の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導（特定保健指導を含む）、健康相談並びに個人が識別されない方法での統計・調査研究に限り使われます。